

令和4年鉾田市農業委員会11月定例総会議事録

日 時	令和4年11月25日（金）午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	欠	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
	事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長				
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	18番 海老原 康廣 19番 大貫 修一					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第3号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p>					

	<p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第4号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>追加議案第1号 銚田市環境審議会委員の推薦について</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、令和4年銚田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>会長 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>どうも、皆さん、こんにちは。おとといのことなのですが、サッカーのことで日本が大逆転でドイツに勝ったということがすごいということで、あちこちの話題になってテレビ、新聞もそのサッカーの報道で一色でございます。皆さんも一緒にサッカーを見たとか、途中のニュースの結果を見たときにやはり目頭が熱くなったような、そんな感じを私は受けましたけれども、非常にうれしく感じました。やはりドイツに負けていて、それで1点入れられてしまって、それから後半に燃え上がったというか、監督の采配でそういうふうになったのだから、選手が燃えたということもでございます。ああいう世界的なサッカーのドイツに勝ったということで、大報道とかということで私も非常に感激を受けました。</p> <p>それと、来年度の4月から相続土地国庫帰属制度という、そういう制度が4月から法律化されるようになっております。それは、土地所有不明者、そういうのが相続放棄、そういうやつが国に返すことができるような、そういう制度みたいなもので、なかなか難しいところもあるみたいですが、5代も10代も名義を変えずに相続しないでそのままの土地がやはり日本全国では四国に匹敵するぐらいの土地があるそうでございます。やはり国もそういうことで、これからはそういう土地を少しでも解消するために、そういう制度を設けるようなことが新聞で載っておりました。これは、これからのいろいろな畑なり田んぼ、そういうやる気のある人らには非常にいい制度かなと思っております。耕作放棄地もそれで幾らかは解消されるような制度になるのではないかなと思っております。そういうことで、そういう制度ができた場合には、農業委員会のほうもまた別の仕事が増えるのではないかなと思っております。その際</p>
--	---

	<p>には、これからのいろいろな課題も残されておりますけれども、そのときは皆さんで考えながら、いい方向に進めていきたいなと思っております。</p> <p>これからは、この総会が終わってから久しぶりに皆さんで懇親会のほうを開く予定となっておりますけれども、今コロナのほうも今日の新聞では、やはり鉾田がゼロということが初めて載りました。今までは一番神栖、鹿嶋よりも鉾田が多かったのですが、今朝の新聞ではコロナがゼロということで載っておりますので、これは非常にいいことだなと思っております。</p> <p>今日も皆さんで慎重審議のほうひとつよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございません。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、18番 海老原康廣 委員、19番 大貫修一 委員の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。</p>

議 長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 2番，坪沼美知子委員から，欠席する旨の届出がございましたので，ご報告いたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p>
<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について)</p>	
議 長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号14番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号1番から番号14番までご説明いたします。 申請件数につきましては14件，地目，田1筆，畑22筆，計23筆。面積は5万8，950平方メートルでございます。契約内容につきましては，売買8件，普通贈与2件，交換1件，賃貸借1件，使用貸借1件，区分地上権1件となっております。いずれの案件につきましても，農地法第3条第2項の各号には該当しないため，許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては，農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
海東一委員	<p>6番，海東です。申請番号1番の説明をいたします。 譲受人，■■■■さん，譲渡人，■■■■さんは知人の関係でございます。このたび■■■■さんの農業経営規模拡大ということで，売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは，経営面積129アールを経営しており，熱心に農業に取り組んでおります。現在，申請地は，区分は休耕地となっております。農地法第3</p>

<p>議 長</p>	<p>条の許可申請の発行について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>平沼要司委員</p>	<p>続きまして、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>番号8番、平沼です。申請の2番についてご報告します。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の関係でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、作物、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も1.2ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため、申請地を取得したということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可条件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>それでは、申請番号3番についてご報告いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の関係でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、作物、コマツナ、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も2.3ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するため、申請地の取得をしたということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利の移動に係る許可条件に問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>海老原康廣委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。番号4番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは近い親戚の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、円満な契約がまとまったということです。譲受人、■■■■さんは、水稻、カンショなどを中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
	<p>19番、大貫です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の関係です。これは親子間の贈与ということで、何ら問題ないと思われま。2筆だけなのですけれども、何で一括贈与をしないのですかと中にいった行政書士さんに聞いたら、税金の関係ではないのですかという返答が返ってきました。ちなみに、■■■さんは母屋内に1軒を建てて奥さんと一緒に住んでいて、農業を一生懸命やると言っておりましたので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p>
	<p>4番、菅谷です。6番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんは、サツマイモを中心として農業経営をしている法人で、従業員5名体制で作業をしているとのこと。農業規模拡大ということで農地を探していたところ、知人の紹介で譲渡人の■■■さんと話が円満にまとまったそうで、このたび売買が成立したそうです。問題ない案件と思われま。ので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
	<p>5番、永井です。7番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でありまして、このたび■■■さんが規模拡大ということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願ひをしたいと思います。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>
	<p>21番、菅谷です。8番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんはご近所であり、昔からの親しい間柄であったそうです。宅地と畑は以前より交換されておりましたが、このたび名義を変えるということが円満にまとまったということ。であります。何の問題もない案件と思われま。ので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>窪伸衛委員</p>	<p>15番, 窪です。9番についてご説明いたします。 譲受人, █████さんと█████さんの間で, このたび█████さんの経営規模拡大, 経営安定化ということで, 売買契約が円満にまとまったということです。█████さんは, ミズナなど葉物野菜を中心とした農家であり, 経営面積も3.4ヘクタールあり, さらに農作物を増産するため, 申請地を取得したいということでございます。何ら問題のない案件とと思われますので, ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続きまして, 10番についてご説明いたします。貸借人, █████さんと█████さんは, █████さんの次男と同級生の間でございます。█████さんの経営規模拡大, 経営安定化ということで, 貸借契約が円満にまとまったということです。█████さんは, 葉物野菜を中心とした農家であり, 経営面積も約2.5ヘクタールあり, 農業経営に熱心に取り組んでおります。さらなる農作物の増産をするため, 申請地を取得したいということでございます。何ら問題はない案件とと思われますので, ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号11番, 番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>17番, 関根です。番号11番の農地法第3条, 区分地上権について説明いたします。 申請人, █████さんは, 申請地において営農型の太陽光発電を行っており, 今回は一時転用の3年間の許可期限が切れるため, 再度申請したいということです。区分地上権は営農型で, 農地の所有者と太陽光発電事業者が違う場合に必要な許可手続ですので, 特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>12番の案件について説明いたします。今回の申請内容は, 譲受人, █████さんが█████の農地売買事業を活用し, █████から農地を購入するというものです。█████さんは, カンショ栽培を大規模に行っており, 今回も農業経営規模拡大の目的として, 上富田地内の農地3筆, 8,305平方メートルを取得するというものです。農地の下限面積は, 従事日数とも農地法第3条第2項の許可要件を満たしていると考えられますので, ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>井川栄委員</p>	<p>22番, 井川です。13番について説明いたします。</p>

	<p>譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚ということ でございます。このたび■■■■さんは、耕作の利便性を図るという目 的で進入路を整備したいということであり、売買契約が円満にまと まったということでもあります。■■■■さんは、ハウレンソウ、ミズナ、 コマツナなどを中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んで おります。何ら問題のない案件と思っておりますので、よろしくご審議の ほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます、番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>梶間幸一委員</p>	<p>24番、梶間です。14番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚関係になりま す。この案件は、5条、3条同時申請になります。一時転用許可の 再度申請になります。営農型太陽光発電設備の下部作物、ミョウガ がきちんと作付されております。許可要件について問題ないと思わ れますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号1番から番号14番について質疑に入ります。質 疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号14番について申請どおり許可と決定するこ とにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号14番を申請どおり許可 と決定いたします。</p>
<p>(議案第2号 農地法第5条の規定による権利 の設定、移転を伴う転用許可について)</p>	
<p>議 長</p>	<p>続きます、議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設</p>

	<p>定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積、414平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、資材置場414平方メートル。事由、市発注の白塚地内の排水整備工事に必要な工事用資材及び重機を置くための資材置場として利用したいため。許可の日から4か月間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>梶間幸一委員</p>	<p>24番、梶間です。1番について報告いたします。 去る11月15日に、20番、小沼委員、24番、梶間委員、1番、新堀委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的転用であるため、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、使用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>平沼要司委員</p>	<p>8番、平沼です。申請番号1番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図の1ページ、左側、譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは、区長さんの中の紹介の案件でございます。このたび譲受人、[REDACTED]さんが申請地を資材置場にするということで、貸借契約が円満にまとまったということです。追加情報といたしましては、貸借期間は来年の3月末ということでございます。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、使用貸借。申請地、 、地目、畑、面積0.33平方メートル。同じく 、地目、畑、面積0.25平方メートル。同じく 、地目、畑、面積0.41平方メートル。計3筆0.99平方メートル。使用借人、 、 。使用貸人、 、 。転用施設、営農型太陽光発電設備、0.99平方メートル。この転用面積の0.99平方メートルにつきましては、太陽光パネルの支柱及びパワーコンディショナーなどの設置に要する面積となります。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、ミョウガ。許可の日から10年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 梶間幸一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>24番、梶間です。2番について報告いたします。 場所については、1ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、一時的転用のため、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

<p>関根薫委員</p>	<p>17番の関根です。申請人の[]さんは、平成28年度から営農型太陽光発電で一時転用を許可されており、今回で2回目の再申請となります。引き続きミョウガを作付しますが、今回から認定農業者である[]さんが作付を行うことから、15年間の許可区分になるということです。何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>4番、菅谷です。住所がどの辺だかよく分からないのですけれども、これって説明なくていいのですか。</p>
<p>議長</p>	<p>今、24番の梶間さんの地元委員の説明で、施設の場所の説明のほうがりなかつたようなので、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>関根薫委員</p>	<p>1ページの右側を御覧ください。5条営農型太陽光、石崎耕二さんの国道51号線より酒井運送物流会社より500メートルぐらいい入った道路に沿った右側の場所の位置になります。すみません。失礼します。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>菅谷美尚委員</p>	<p>すみません。ありがとうございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、そのほかに何かございませんでしょうか。質疑ないでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

議 長	続きます。番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号3番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積156平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積16平方メートル。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。計2筆172平方メートル。転用施設、進入路172平方メートル。事由、当初計画した進入路が高低差があり、利用が困難であることから、申請地を自宅敷地への進入路として農地法の許可を受けずに使用していたため、是正の申請をします。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
小沼藤雄委員	<p>20番、小沼です。3番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページの左側の位置になります。明細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、位置環境から農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。3番についてご説明いたします。</p> <p>現地調査員の方々、ご苦労さまでした。地図は2ページの左側になります。県道鉾田下太田線で鉾田病院、マクドナルドの方から北へ1、300メートルぐらい行った場所になります。これは、ちょうど1年前、新築案件ということで、北側の道路から出入る予定でしたが、設計士がこのようにしたのでしょうけれども、急勾配でこれは大変だと思っていたのですけれども、結局南側の県道から入るように活用していました。[REDACTED]は入り口のところなのですが、親戚になるとのことです。[REDACTED]さんはお父さんであります。この案件は、無断で使用していたため、始末書添付になっております。[REDACTED]さんに進入路を改めて申請したのかと尋ねたら、農業委員会から指摘されて申請したとのこと。どうもすみませんということでありましたから、よろしくご審議ください。</p>

議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、 田、面積449平方メートル。譲受人、 。譲渡人、 。転用施設、自己住宅83.43平方メートル。事由、現在、家族5人でアパートに住んでおり、手狭であることから、自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
新堀隆委員	1番の新堀です。4番について報告いたします。 場所については、地図2ページの右側になります。詳細については、地元委員さんをお願いします。申請地は、新鉾田駅から南に約二、三百メートルの位置にあり、近隣は都市計画区域内の商業区域であります。農地区分は、第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。申請番号4番の説明をいたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、2ページ右側を

	<p>境から増築分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>小沼正委員</p>	<p>11番、小沼です。5番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページの左側を御覧ください。県道同じ茨城県線沿いにある旭公民館に約200メートル、旭スポーツセンターに700メートルぐらいの場所です。譲渡人、[]さんと譲受人、[]さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、[]さんが申請地に自己住宅を建築するという事でございます。[]さんは、両親、農業実習生3人、パート2人と一緒に農業後継者として農業に従事しております。現在、アパートに住んでおりますが、6月に子供が生まれ、現住居が手狭になったため、実家に隣接する申請地に住宅を建築したいとのことです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号6番、権利、賃貸借。申請地、[]、地目、畑、面積2,762平方メートル。賃借人、[]、[]、[]。賃貸</p>

議 長	いいですか。
菅谷美尚委員	<p>すみません。これ会長と見に行った案件なので、ちょっと代わりに説明いたします。</p> <p>旧白鳥東小学校の門の前を、細い道を入れてきて150メートルぐらいのところの右側になります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号7番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積164平方メートル。同じくXXXXXXXXXX、地目、畑、面積、77平方メートル。計2筆、241平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、自己住宅80.02平方メートル。事由、現在、アパートに住んでおり、将来家族が増えて手狭になることを考え、祖母宅に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 新堀隆委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>番号1番の新堀です。7番についてご報告いたします。</p>

		<p>、。賃貸人、。転用施設、営農型太陽光発電設備、3.91平方メートル。この転用面積3.91平方メートルにつきましては、太陽光パネルの支柱及びパワーコンディショナーなどの設置に要する面積となります。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、ミョウガ。許可の日から10年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。</p>
梶間幸一委員		<p>24番、梶間です。8番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図4ページの右側になります。申請地は、集团的に存在する農地の地域にあるが、一時的転用のため、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明いたします。場所は、地図4ページの右を御覧ください。国道51号線、植田商店の反対側になります。賃借人、さんと賃貸人、さんは親戚の関係になります。賃借人、さんが営農型太陽光発電設備を設置したいということで、賃借契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議	長	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について)</p>
議 長	<p>続きます。議案第4号「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び競売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号3番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX、田、1、329平方メートル。願出人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。</p> <p>続きます。番号2番、土地の表示については、番号1番と同一でございます。願出人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。</p> <p>続きます。番号3番、土地の表示については、番号1番、番号2番と同一でございます。願出人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXX。こちらは競売になりまして、入札期間は令和4年12月2日から12月9日までで、開札期日は令和4年12月16日となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p>

		<p>3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>申請件数につきましては18件、合計で30筆、面積5万8,300平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借20筆、使用貸借10筆となっております。内訳につきましては、新規12筆、再設定18筆となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>

	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>1件の届出がございました。2筆で合計面積は2,405平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>8件の届出がございました。61筆で、面積につきましては合計で11万4,398平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>

議 長	<p>続きまして、報告第3号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。地目、畑、3筆で、面積1万4,458平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和4年10月18日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p> <p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第4号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。番号1番、届出地、 、地目、畑、面積16平方メートル。申請人、 、。転用目的は農業用道路となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>法務局より1件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、田から山林への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和4年11月15日付で会長専決処分により回答いたしました。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>それでは、こちらからもう一点ありますので、皆さんに議決をお願いいたします。</p>
	<p>(追加議案第1号 銚田市環境審議会委員の推薦について)</p>
議 長	<p>令和4年11月21日付で、銚田市長より、銚田市環境審議会の委員の推薦の依頼を受けております。つきましては、追加議案第1号として、「銚田市環境審議会委員の推薦について」を、議題を上程してよろしいかをお伺いいたします。異議ないでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、追加議案第1号を上程いたします。</p> <p>それでは、追加議案第1号「銚田市環境審議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局に説明してもらいます。</p>
事 務 局	<p>それでは、追加議案について説明いたします。</p> <p>銚田市では、環境の保全・創造に関する施策の基本事項を定めることにより、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「銚田市環境基本条例」を定めています。その中で、環境基本計画などの重要な事項について市長からの諮問を受ける機関として、市民や専門家等による環境審議会を設置しております。</p> <p>農業委員も構成員として指定されており、今回、任期満了ということで新たな委員1名の推薦依頼が来ております。</p> <p>そういったわけで、委員の皆様の中から、1名を環境審議委員として推薦をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩をいたします。</p>

	<p>(休憩 午後3時10分)</p> <p>(再開 午後3時17分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議のほうを開きたいと思います。</p> <p>それでは、事務局のほうから読み上げの環境審議会の委員に農業委員から選ばれていたらしいのですけれども、任期が切れてしまうので、1人また推薦してもらいたいということで、市長のほうから連絡が来たもので、今までの過程のほうを事務局のほうから説明していただきたいと思いますので、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ちょっと補足的に説明させていただきます。</p> <p>環境審議委員ってちょっとなじみがないかなと思うのですが、先ほど説明のあったような環境基本条例、そういったものをつくったり、環境基本計画、これは定期的に見直しとか、そういったのをするのですけれども、そういった重要な事項を審議する際に、市長部局から審議会に対して、こういう計画でいいですかと、そういう諮問を受けて答申するというのが環境審議会になります。これは農業委員会の会長とか、そういった充て職ではないのですが、これまでは会長がやられていました。ですので、この任期が切れる前は飯岡会長が、その前は小松崎会長が委員としてやられていました。ただ、回数が少ないので、皆さんなかなか忘れがちというか、なじみがないところだと思いますので、ただ先ほど申し上げたとおり、充て職ではないので、一応審議した上で、農業委員会からこの方をということで推薦するというようになります。よろしくお願いします。</p>
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。前例どおりにしていただいて、会長さんが出ただけののだったらば、飯岡さんをお願いしてということなのですが、どんなものでしょうか、会長。</p>
議長	<p>皆さんから依頼を受ければ。</p> <p>(お願いしますの声あり)</p>
議長	<p>やらせていただくような。</p> <p>すみませんけれども、よろしくお願いします。</p> <p>(何事か声あり)</p>

事務局	それにつきましては大丈夫です。こちらで報告するような形になりますので、会長の名前を書いていただいてももちろん、ご自分でお持ちになるのは、それは大丈夫です。
議長	1年に1回ぐらいの会議がございます。どういう感じかという と、やはりごみ収集している、ああいう計画したとか、そういう 環境なりごみ問題なり、そういうなりの市長の諮問機関で、私2 回ぐらい出ていますので。
	(ひとつよろしく願いますの声あり)
議長	ということでございますので。
新堀隆委員	ちょっと質問していいですか。 銚田市には何名ぐらいの委員さんがいるのですか。
議長	これは15人ぐらい。
新堀隆委員	15人ぐらいって決まっているの。
事務局	今のご質問なのですけれども、環境基本条例のほうに委嘱する 委員は15人以内ということで定めてあります。今15人ぴった りいるのかどうかというのは、ちょっとすみません。
議長	そういう形で本当にしますけれども、私でよろしいでございま すか。
	(異議なしの声あり)
議長	そういうことで、審議委員として務めさせていただきます。よ ろしく願います。
議長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議長	それでは、その他のことについて何かありましたらばお願いい たします。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。今日の案件に関係ないのですけれども、ち ょっとお聞きしたいことがありまして、土地が地目が山林とか雑 種地で、現況が畑の場合は、農業委員会に売買、貸借の場合は申

<p>事務局</p>	<p>請する必要がありますか。</p> <p>今のご質問なのですけれども、これまでもそういった案件は実は出ております。地目は山林であっても、あくまで現況主義なので、現況が農地の場合には、農地法の制限を受けます。ですから、転用する場合は農地転用許可が必要ですし、売買する場合も農地法の3条の許可が必要になります。</p>
<p>箕輪美代子委員</p>	<p>売買する場合には、農林振興公社との取引はできるのですか、できない。</p>
<p>事務局</p>	<p>農林振興公社の売買事業の場合には、農振・農用地区域内の農地でないと該当になりません。ですから、うちのほうで現況が農地で、それから農地法の制限を受けるという場合であっても、農業振興課でやっているのですけれども、そちらも農振・農用地区域内に入っているかどうかが問題になってきます。ただ、山林だとしていない可能性があるのですが、ただ農振って農振除外もできますけれども、加えることもできます。変更はできますので、その場合には農業振興課のほうにご相談していただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そのほか何か皆さんで気づいた点があればお願いいたします。どうでしょうか、その他ありましたら。ないでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようなので、本日の議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後3時33分 閉会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">議長(会長) _____</p> <p style="text-align: center;">18番委員 _____</p>

	<u>19番委員</u>
--	--------------